

無人航空機の飛行に係る許可・承認書

株式会社ランド・サーベイ

代表取締役 中野達矢 殿

令和3年1月7日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条第2項第2号及び第132条の2第2項第2号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

記

許可及び承認事項： 航空法第132条第1項第2号
航空法第132条の2第1項第5号、第6号及び第7号

許可等の期間： 令和3年1月27日から令和4年1月26日

飛行の経路： 日本全国（飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限る）

無人航空機： 別紙 無人航空機一覧のとおり

無人航空機を飛行させる者： 中野達矢

条 件：

- ・申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・許可等の期間において3ヶ月ごと及び許可等の期間終了後に、飛行実績を報告すること。

令和3年1月20日

東京航空局長 吉田 耕一郎

無人航空機一覧

No.	製造者名	無人航空機名称
1	DJI	MAVIC 2 PRO
2	DJI	PHANTOM 4 PRO V2.0
3	AUTEL ROBOTICS	EVO 2 Pro